

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	志賀町
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shika.ishikawa.jp/soumu/my_number.html

執行機関名 志賀町長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	志賀町子育て短期支援事業実施要綱(平成28年志賀町告示第64号)による子育ての短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1の8の項 志賀町子育て短期支援事業実施要綱(平成28年志賀町告示第64号)による子育ての短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)	志賀町子育て短期支援事業実施要綱(平成28年志賀町告示第64号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが <u>健やかに成長することができる社会の実現</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等(以下「実施施設」という。)において一定期間養育することにより、これらの <u>児童及びその家庭の福祉の向上</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		志賀町子育て短期支援事業実施要綱